

チョキサウルス協会会則

(名称)

第1条 本会はチョキサウルス協会と称する。

(所在地)

第2条 本会の本部は、広島県廿日市市阿品台3丁目8-30 自然のめぐみキッチン
2Fとする

(目的)

第3条 本会は、展覧会や催事の開催、その他アートを通した活動を行うことにより、広島県及び近郊地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 展覧会及び催事の開催事業
- (2) 地域資源を活用した地域活性化に関する事業
- (3) 当該地域の芸術家及び美術家の作品発表に関する事業
- (4) 空き家及び空き室の活用事業
- (5) 文化及び芸術の振興を図る活動
- (6) 前各番号に付随する又は関連する事業
- (7) その他本会の目的の達成に資する事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者
- (2) その他、代表が認めた者

(入会)

第6条 本会への入会を希望する者は、本会所定の様式による申し込みをし、代表の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。ただし、退会する1か月以上前に本会に対して予告することとする。

(会員の資格損失)

第8条 会員が次の各番号のいずれかに該当する場合は、その資格を損失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 総会員の同意があったとき

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表若干名

(役員の任務)

第10条 役員の任務は次の各番号のとする。

- (1) 代表は、本会を代表し、その業務を総理する
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は欠けたときはその業務を代行する。

(細則)

第11条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

(雑則)

第12条 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表 清古尊

副代表 岡崎佳祐

第13条 その会則は、平成28年4月1日から施行する。

令和7年10月23日から施行する。

令和7年12月6日から施行する。